

着実な債務の引渡しと返済

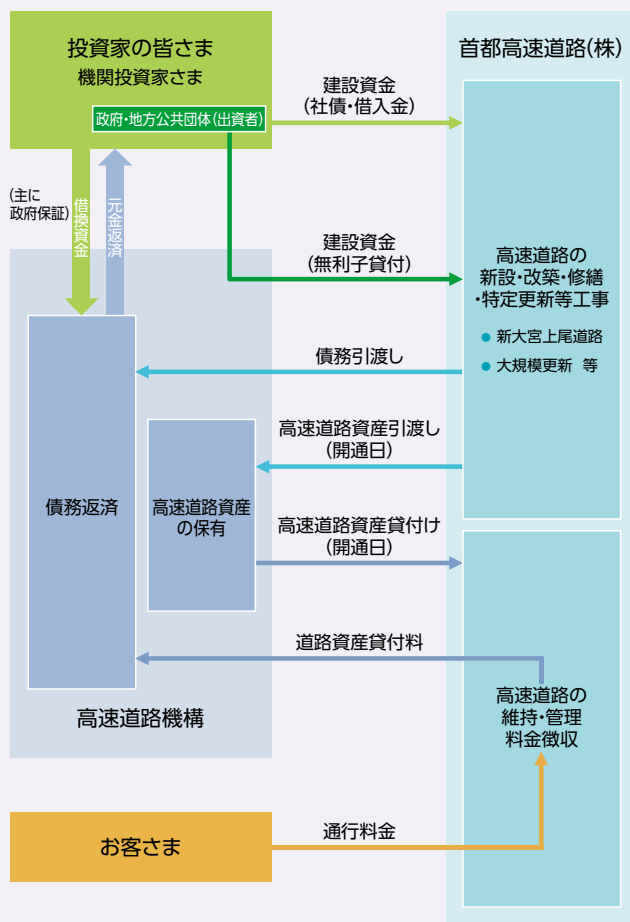
債務の引渡しとは

道路資産(会社資産となるものは除く)の完成後、道路資産の形成に要した額と同額の債務を高速道路機構に引き渡します(=高速道路機構が債務を引き受ける)。

債務の引渡しに当たっては、高速道路機構と債務引受契約を締結し、原則として弁済期日が到来する順に債務を選定し、高速道路機構へ引き渡します。

新設工事等の場合には高速道路の開通毎に、また修繕工事には四半期毎に高速道路機構へ債務を引き渡します。

高速道路事業スキームにおける資産・債務の流れ



株主・
投資家の
皆さまの
ために

効率的で健全な経営を行い、新しい分野での事業も積極的に展開します。

CONTENTS

- 着実な債務の引渡しと返済 55
- 財務情報 57
- 事業評価 58
- 強固な経営基盤の構築に向けて 59

債務の引渡し実績と予定

債務の引渡し実績

(単位:百万円)

	2015年度迄	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計
債務引渡し実績額	1,119,707	388,143	143,373	93,945	251,383	110,765	124,834	90,430	2,322,580
うち無利子借入	363,960	130,943	18,373	2,295	64,033	765	834	0	581,203
うち有利子債務	755,747	257,200	125,000	91,650	187,350	110,000	124,000	90,430	1,741,377

- 2023年3月31日現在
- 政府保証債及び社債(財投機関債)は額面ベースです。

債務の引渡し予定

(単位:百万円)

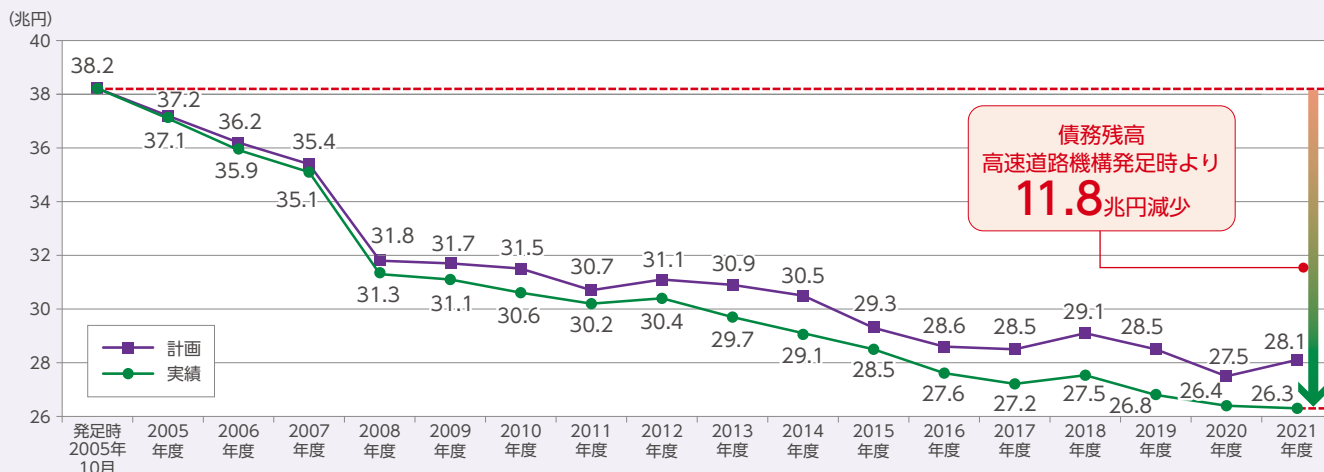
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
債務引渡し予定額	107,384	61,790	47,276	100,012	111,273	268,487	22,085
うち無利子借入	1,825	0	0	706	1,678	0	0
うち有利子債務	105,559	61,790	47,276	99,306	109,595	268,487	22,085

- 2023年3月31日現在
- 引渡し予定額は原則として2023年1月23日付変更した「都道首都高速1号線等に関する事業」の収支予算の明細に基づき記載しています。
- 各年度における実際の債務引渡し額は、工事の進捗状況等により上記予定と異なる場合があります。

債務の返済

2022年3月末現在の高速道路機構の債務残高は、発足時より▲11.8兆円の26.3兆円となっています。

高速道路機構の債務残高(高速道路会社6社合計)



出典:「高速道路機構ファクトブック2022」

ソーシャル・ファイナンスによる資金調達

当社は、国際資本市場協会(ICMA)が定めるソーシャルボンド原則等に基づくソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定し、2022年6月に株式会社格付投資情報センター(R&I)から第三者評価を取得しております。2022年度からソーシャル・ファイナンス*として資金調達を開始し、趣旨にご賛同いただいた多くの投資家の皆さまから投資表明及び融資表明をいただいております。

当社は、調達した資金を活用し、所要時間の短縮や渋滞の緩和、インフラの高齢化対策、大気環境改善などの当社が直面する社会的課題の解決に努めていきます。

*「ソーシャル・ファイナンス」とは、社会的課題解決に向けたプロジェクトに充当することを目的とした資金調達手段です。

(ソーシャル・ファイナンス)



高速1号羽田線更新工事



高速大師工事

特集

お客さまのために

社会のために

環境のために

株主 投資家の皆さまのために

取引先の皆さまのために

社員ののために



財務情報

決算情報

連結損益計算書

(単位:億円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	3,862	5,346	3,575	3,852	3,506
営業費用	3,823	5,327	3,606	3,796	3,512
道路資産賃借料	1,937	1,901	1,597	1,665	1,839
高速道路等事業管理費及び売上原価	1,780	3,316	1,901	2,014	1,554
販売費及び一般管理費	105	109	107	115	118
営業利益	38	18	△30	56	△5
営業外収益	4	2	2	4	3
営業外費用	0	1	1	1	0
経常利益	42	19	△28	60	△2
特別利益	3	-	-	-	3
特別損失	1	1	7	1	2
親会社株主に帰属する当期純利益	29	△0	△45	45	△4

連結貸借対照表

(単位:億円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
流動資産	3,789	2,952	2,780	3,142	3,031
現金及び預金	225	188	169	185	199
高速道路事業営業未収入金	289	297	481	452	280
棚卸資産	2,341	1,278	1,222	1,372	1,563
受託業務前払金	12	3	6	4	6
その他流動資産	920	1,183	900	1,126	980
固定資産	717	729	711	695	678
有形固定資産	651	670	652	637	610
無形固定資産	26	26	23	22	20
その他固定資産	39	32	35	35	48
資産合計	4,507	3,681	3,491	3,837	3,710
流動負債	803	777	700	714	590
高速道路事業営業未払金	340	396	351	416	294
1年以内返済予定長期借入金	206	42	76	42	69
受託業務契約負債	-	-	-	19	10
受託業務前受金	24	5	20	-	-
その他流動負債	231	331	251	235	216
固定負債	3,050	2,256	2,173	2,466	2,445
社債	1,300	900	960	1,310	1,230
長期借入金	1,444	1,045	915	853	922
その他固定負債	306	311	298	303	292
負債合計	3,854	3,033	2,874	3,181	3,035
株主資本	692	692	647	692	687
非支配株主持分	4	5	5	5	16
純資産合計	652	647	617	656	674
負債・純資産合計	4,507	3,681	3,491	3,837	3,710

事業評価



道路事業に係る厳格な評価の実施

事業の効率性や実施過程における透明性を一層向上させるため、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果を客観的に評価し公表しています。

事業評価の仕組み

■ 新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果(B/C)分析を含めた事業評価を実施します。

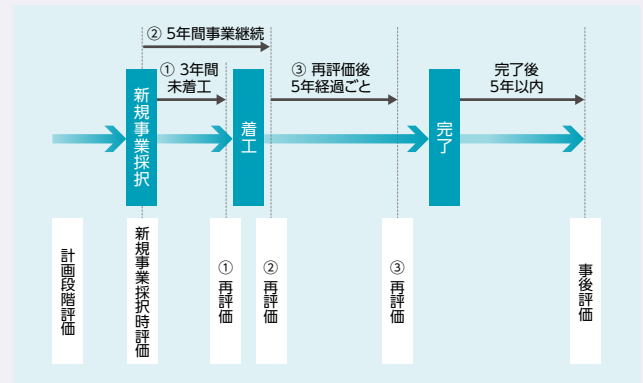
■ 事業再評価

「事業採択後3年間未着工または5年間継続中の事業」・「再評価実施後に5年経過後の時点で継続中の事業」について再評価を実施し、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止します。

■ 事後評価

事業完了後5年以内に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討します。

事業評価の実施フロー



近年の事業評価実施実績

	再評価	事後評価
2020年度	(該当なし)	(該当なし)
2021年度	(該当なし)	(該当なし)
2022年度	(該当なし)	高速晴海線

今後の事業評価予定

	事後評価
2024年度	高速横浜北線 高速横浜北西線

事業評価監視委員会の設置

再評価、事後評価を実施する際は、当社が提出した対応方針(案)について、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会を設置して審議を行っています。不適切な点や改善すべき点があると認められたときは意見の具申を行います。

投資家の皆さまに向けたIR活動

投資家個別訪問

投資家の皆さまを個別に訪問し、高速道路事業スキームや債務の特性、調達した資金の充当先等についてご説明するとともに、年度全体の資金調達計画等をお伝えすることで、投資家の皆さまに当社事業への理解を深めていただけるよう努めています。

現場視察会及び各種説明会の開催

市場関係者向けに、当社事業への理解をより深めていただくことを目的とし、調達した資金の充当先である高速道路の建設現場等をご覧いただく現場視察会を定期的で開催しています。

また、当社の今後の計画や、財務情報等をご理解いただくために、事業計画説明会や決算説明会を開催しています。



現場視察会

IR報告書及びIR動画の作成

投資家の皆さまに向け高速道路事業スキームや債務の特性、調達した資金の充当先等についてとりまとめた「IR報告書」及び「IR動画」を作成し、当社Webサイトで公表するとともに、投資家の皆さまを個別訪問する際にも活用しています。

＜IR情報＞



IR報告書イメージ



特集

お客さまのために

社会のために

環境のために

株主 投資家の皆さまのために

取引先の皆さまのために

社員のために



強固な経営基盤の構築に向けて

貢献する
SDGsの目標

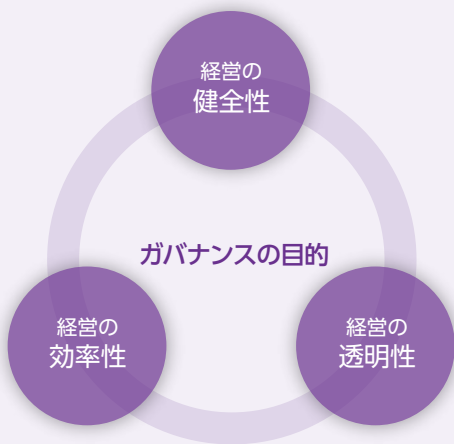


コーポレート・ガバナンス

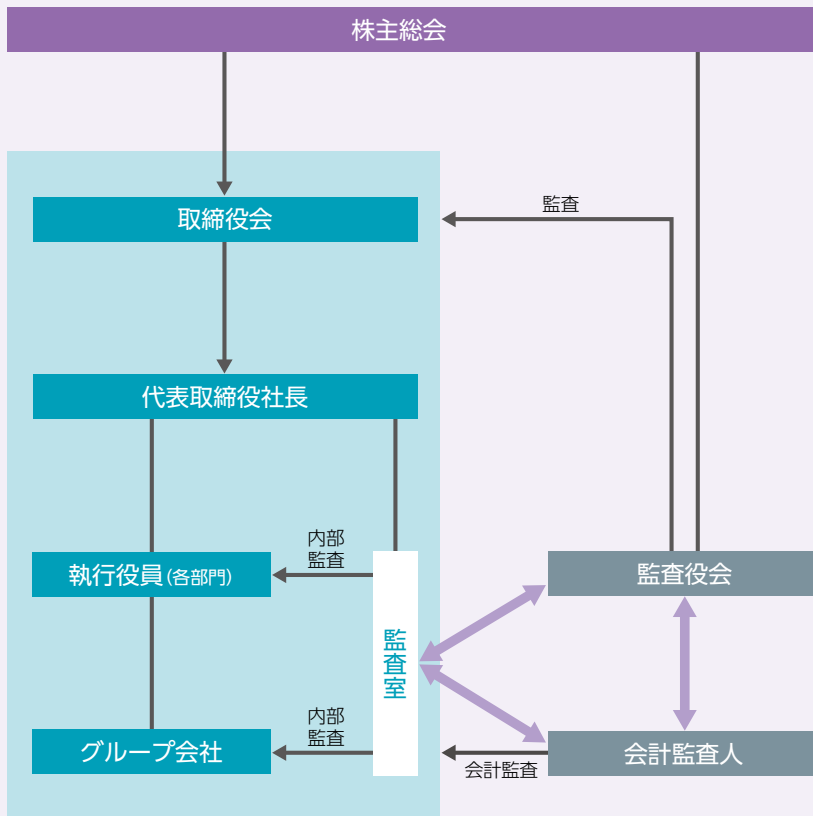
基本的な考え方

当社では、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めています。

また、内部統制システムの運用状況の概要を開示するなど、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。



コーポレート・ガバナンス体制



●内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の相互連携については、内部監査実施状況報告、常勤監査役と内部監査部門との定期的な連絡会の開催、常勤監査役に対する会計監査人からの監査実施状況報告等を通じて情報交換を図り、相互に効率的かつ効果的な監査活動が行えるよう努めています。

コンプライアンス

企業倫理憲章・社員行動倫理規範

取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることにしています。

首都高コンプライアンスマニュアル

社員一人ひとりが常にコンプライアンスに則った行動をとる助けとするため「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、これを活用した研修や講演会を通じて、コンプライアンス意識の徹底を図っています。

コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンスに関する事項を審議するため、社長、総務・人事部担当役員、監査担当役員及び社長が指名する役員をもって構成するコンプライアンス委員会を設けています。また、社外の特別委員からの助言・指導を受けています。

アラームネット(内部通報制度)

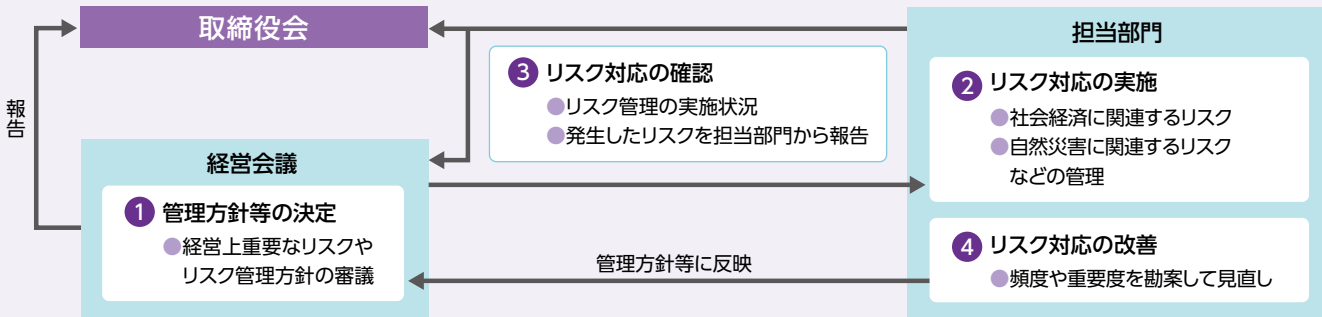
業務の遂行に伴う不正行為等のコンプライアンス違反を防止し、首都高グループ全体の社会的信頼を確保することを目的に、社員等からの通報を受ける窓口「アラームネット」を設置しています。

リスク管理

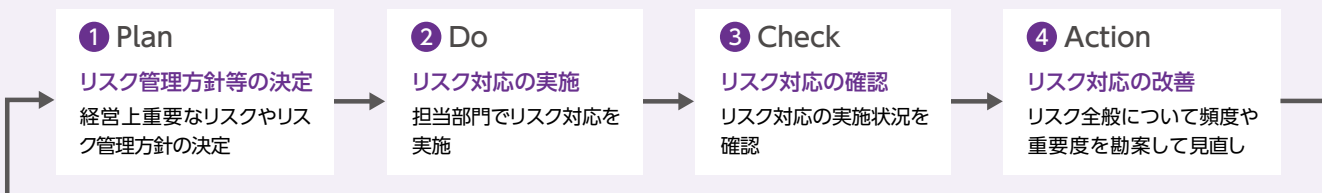
社会経済に関連するリスク、自然災害に関連するリスクなどリスク全般について頻度や重要度を勘案し、毎年度、経営上重要なリスクやリスク管理方針を経営会議の審議を経て定めています。

発生したリスクは取締役会及び経営会議に報告するなど、リスク対応の実施状況を確認し、リスク管理を徹底しています。

リスク管理体制



PDCAサイクル



個人情報保護

当社は、個人情報について、「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を定め、公表しています。今日のデジタル社会において個人情報の保護が極めて重要な社会的責務であることを深く認識し、個人情報の保護を図っています。

1. 法令等の遵守

個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の保護に万全を尽くします。

2. 取扱いの制限

個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的をできるだけ特定して行います。また、当該目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱うことがないよう措置します。

3. 利用目的の明示

お客さまご本人から書面等に記録された個人情報を提供いただく場合には、法令に定める場合を除き、あらかじめ利用目的を明示します。

4. 適正な取得

個人情報を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段により行います。

5. 安全管理の措置

当社自らが取扱う個人情報を漏えい、滅失、毀損その他の危険から守るため、これを厳重に管理します。また、取扱う必要がなくなった個人情報については、速やかにこれを消去または破棄します。

6. 役員及び社員の義務

当社の役員及び社員またはその職にあつた者においては、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、または不当な目的で利用したりすることを厳に慎み、この方針に基づく義務を遵守します。

7. 外部委託業者の適切な選定と監督

外部の委託業者に個人情報を提供する場合、個人情報を適正に取扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報の安全管理、秘密保持、再提供の禁止等のために必要な事項を定めるとともに、適切な監督を行います。

8. 利用及び提供の制限

法令に基づく場合を除いて、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用したり、第三者に提供したりしません。

9. お客さまご本人からのお申し出による開示、訂正、利用停止等

お客さまご本人から自らの個人情報の開示、訂正、利用停止等のお申し出があったときは、法令に基づき、合理的な期間及び範囲で対応します。

10. 組織・体制の整備

この方針を実行するため、適切な管理責任体制を構築するとともに、研修・教育を通じて継続的に役員及び社員に対する意識啓発と周知徹底を図ります。

情報セキュリティ

当社では、経営理念の実現に向け、業務上保有する情報資産を的確に取り扱うとともにこれを適正に保護することを目的として、情報セキュリティ対策の基本方針(情報セキュリティポリシー)を以下のとおり定めています。

適用範囲

この基本方針は、業務上保有する情報資産及びこれを利用するすべての者(以下「情報利用者」といいます。))に適用します。

情報セキュリティ体制

内部の組織ごとに情報セキュリティ責任者を設置し、情報セキュリティ体制を構築します。

情報セキュリティ対策

情報資産の可用性・完全性・機密性が確保されるよう、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティの3面から適切な対策を実施します。また、これにより契約の相手先のセキュリティ水準を把握し、適正な履行を確保します。

情報セキュリティに関する整備

情報セキュリティに関する体制の構築や対策が確実に実行されるよう、内部規則を定め、遵守を情報利用者に義務付けます。また、対策水準の向上を図るため、内部規則は継続的に見直します。

個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、今日の高度情報社会において個人情報の保護が極めて重要な社会的責務であることにかんがみ、別にプライバシーポリシーを定め、保護を図ります。

情報セキュリティに関する教育

情報セキュリティ水準の維持又は向上を図るため、必要な教育を継続的に実施し、関係法令及び規則に関する情報利用者の理解を深めることに努めます。